

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	DOWAホールディングス株式会社	コード	5714
提出日	2026/6/9	異動（予定）日	2026/6/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	佐藤 公生	社外取締役	○														○		有
2	柴山 敦	社外取締役	○														○		有
3	山口 純子	社外取締役	○														○		有
4	武田 涼子	社外取締役	○														○	新任	有
5	田島 修一	社外取締役	○														○	新任	有
6	堤 あづさ	社外監査役	○														○		有
7	大庭 浩一郎	社外監査役	○														○		有
8	小室 真吾	社外監査役	○														○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		佐藤公生氏は、日鉄鉱業(株)において長年にわたり営業分野を中心に手腕を発揮し、要職を歴任した後、同社代表取締役社長を務めました。企業の最高責任者としての経験を通じて、事業運営のみならず、社会的な企業価値の向上やコーポレート・ガバナンスを含めた経営全般について、幅広い知見と高い実行力を有しております。今後、当社がマテリアリティを着実に推進していくためには、事業運営の実態を踏まえつつ、経営全体を俯瞰して判断と助言を行える人材の関与が不可欠です。佐藤氏は、代表取締役としての豊富な経験を活かし、有益な意見や助言を通じて中期計画の達成に大きく貢献することが期待できると判断し、当社社外取締役として職責を果たしていただいております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、社外取締役として独立した立場で経営の監督を行っていることから、独立役員として指定しております。
2		柴山敦氏は、秋田大学において一貫して資源処理・リサイクル工学をはじめとする国際資源学分野の研究に携わってきました。資源保有国の現地研究機関との共同研究や、鉱山・製錬施設における実地調査など、海外での活動経験も豊富であり、当社の事業分野について深い見識を有しております。 今後、「資源循環型社会の形成」「社会リスク・環境リスクを低減する製品・サービスの拡充」「環境保全」などの当社のマテリアリティを着実に推進していくためには、事業執行とは異なる立場から、専門性に基づいた助言と監督を行える取締役の存在が不可欠です。柴山氏は、これまでの研究および国際的な活動に基づき、当社事業全体に対して有益な意見をいただくことが期待できると判断し、当社社外取締役として職責を果たしていただいております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、社外取締役として独立した立場で経営の監督を行っていることから、独立役員として指定しております。
3		山口純子氏は、情報通信分野において豊富な業務経験を積み、複数企業で社外役員を務めるなど、幅広いキャリアを重ねてきました。日本電信電話(株)（現NTT(株)）およびその関連会社において、人事、広報、営業を含む多様な業務に携わった後、(株)NTT東日本・南関東の常勤監査役や日本曹達(株)の社外取締役を歴任し、経営と統治の双方に関する実践的な知見を有しております。 当社とは異なる業種における多様な業務経験と社外役員としての知見に基づく助言や指導を通じて、当社経営に新たな視点や価値観をもたらすことで、さらなるイノベーションの創出を促し、マテリアリティの推進を含めた当社の持続的な成長と企業価値の向上に大きく寄与することが期待できると判断し、当社社外取締役として職責を果たしていただいております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、社外取締役として独立した立場で経営の監督を行っていることから、独立役員として指定しております。
4		武田涼子氏は、個人情報保護対応、データ保護やIT分野、保険、コンプライアンスに係る法的助言、国際取引、危機管理対応などの企業法務分野を中心に長年にわたる弁護士としての実務経験を有しております。 また、複数の企業の社外取締役（監査等委員）や社外監査役、官庁の審議会委員を務め、さらに公認不正検査士の認定を受けており、不正防止やリスクマネジメントにおける実践的な知見があります。 当社は中期計画において、リスクマネジメントの推進やコーポレート・ガバナンスの強化といったマテリアリティを設定しております。武田氏は、豊富な企業法務の知見と企業の社外役員の経験から、こうしたマテリアリティの達成のみならず、取締役会の監督機能の強化・向上に大きく貢献することが期待できることから、当社社外取締役として選任をお願いするものです。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、社外取締役として独立した立場で経営の監督を行うことから、独立役員として指定いたします。

5		<p>田島修一氏は、長年にわたりファイナンス分野の第一線で経験を重ねてきました。(株)日本長期信用銀行において国内外の業務を経験しているほか、様々な金融機関や投資関連機関においてファイナンスや投融資に関する戦略の立案・実行に携わってきました。また、複数企業で社外監査役などを務めており、財務の健全性確保や経営監視に関する豊富な経験を有しております。</p> <p>今後、当社が長期的に成長を続けるためには、中期計画のマテリアリティであるコーポレート・ガバナンスの強化とリスクマネジメントの推進を確実に実行することが不可欠です。田島氏は、国内外の金融・投資施策の実務に基づく高度なファイナンスの知見により、取締役会における意思決定を財務の観点から適切に支えることが期待されることから、当社社外取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、社外取締役として独立した立場で経営の監督を行うことから、独立役員として指定いたします。</p>
6		<p>堤あづさ氏は、有限責任あずさ監査法人において長年会計監査および会計コンサルティングに従事しており、財務・会計および内部統制に関する高い専門知識を有しております。このような経験から、特に会計面の監査において重要な役割を担うことで、当社のガバナンスやコンプライアンスのさらなる強化が期待できると判断し、当社社外監査役として選任し、職責を果たしていただいております。</p> <p>また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、社外監査役として独立した立場で経営の監督を行っていることから、独立役員として指定しております。</p>
7		<p>大庭浩一郎氏は、弁護士として長年企業法務に従事していることから、コンプライアンスやガバナンスに関して深い知見を有しております。さらに、他社の社外取締役の経験があります。法律と経営の双方の視点により監査が可能であることは、当社の事業運営において非常に重要であるため、当社の社外監査役として選任し、その職責を果たしていただいております。</p> <p>また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、社外監査役として独立した立場で経営の監督を行っていることから、独立役員として指定しております。</p>
8	<p>小室真吾氏は、藤田観光株式会社において常勤監査役に就任しており、当社取締役会長である山田政雄は同社の社外取締役に就任しております。</p> <p>一方、当社と藤田観光株式会社とは施設の利用などの一般的な取引関係はありますが、取引の金額は僅少です。</p> <p>なお、実際に候補者として株主総会に提案する判断につきましては、それぞれ独立して行っております。</p> <p>結果、当社では、役員の相互就任や株式保有の事実はあるものの、取引の状況を鑑みて小室氏の独立性が阻害されることは無く、同氏を監査役とする判断にも影響が無いと認識しております。</p>	<p>当社では、より実効性の高いコーポレートガバナンスを実現する施策の一環として、監査役会をより強化していくことが必須の課題であると考えております。特に、財務・会計に関しては、数字の正確性や法律・基準等への適合性を確認するだけでなく、実際の企業実務も踏まえた監査を行う必要があることから、企業実務に精通した人材の選任とそれに伴う監査役会の機能強化が急務であると考えております。</p> <p>小室真吾氏は、財務・会計の業務に長く従事した経験から、当社の求める監査役の役割を遂行するに十分な知見を有しているだけでなく、経営企画や、海外事業所での勤務、企業の代表取締役等、多岐にわたる経験を有しております。このような経験により培われた見識から、様々な角度で当社を監査することが可能であり、当社の監査役として非常に高い適正があると認識しております。今後、当社のコーポレートガバナンスをさらに強化するにあたって他に得難い人材であり、独立性の観点を踏まえてもサステナブルな企業経営に大きく資するものと判断したため、当社の社外監査役として選任し、その職責を果たしていただいております。</p> <p>また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、社外監査役として独立した立場で経営の監督を行っていることから、独立役員として指定しております。</p>

#### 4. 補足説明

<p>当社は、合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役および社外監査役が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有している者と判断します。</p> <p>(1) 当社または当社子会社（以下当社グループという）の業務執行者</p> <p>(2) 当社グループの主要な取引先となる者（直近事業年度の当社グループ連結売上高のうち、当該取引先への売上高が2%以上である者）またはその業務執行者</p> <p>(3) 当社グループを主要な取引先とする者（直近事業年度の当該取引先の連結売上高のうち、当社グループへの売上高が2%以上である者）またはその業務執行者</p> <p>(4) 当社グループの主要な借入先（借入額が直近事業年度の当社グループ連結総資産の2%以上である者）またはその業務執行者</p> <p>(5) 直近事業年度において、当社グループからの役員報酬以外に、当社から多額（個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は当該団体の連結売上高や総収入の2%以上）の報酬を受けている専門家（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）</p> <p>(6) 当社の会計監査人またはその監査法人に所属する公認会計士</p> <p>(7) 当社の10%以上の議決権を保有する株主またはその業務執行者</p> <p>(8) 上記(1)～(7)に該当する者の二親等以内の親族</p>
---

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。